

商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	定期積金＜定額式＞「ダイヤモンド定期積金」
ご利用いただける方	○個人のみ
期間	○2年、3年、4年、5年のいずれか
契約金額	○100万円以上（100万円未満は対象外となります。）
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○普通貯金等から自動振替または現金により払込みいただけます。 ○掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○契約時の約定利回りに年0.1%を上乗せしたうえで満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に適用利回りを乗じて計算をします。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	○給付契約金の全額または一部を期間1年の自動継続扱いの定期貯金に振り替えた場合、定期貯金の金利は、振替時点の店頭表示金利に年0.1%上乗せした利率を適用します。
中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。））と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または信用部信用課(電話：086-225-9835)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）

その他参考となる事項	○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 ○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りによる先掛割引金をお支払いいたします。 ○満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 ○当該定期積金を総合口座の担保とすることはできません。 ○当該定期積金は、証書式のみとなります。 ○当該定期積金は、2019 年 7 月 1 日より新規の口座開設の取扱いを停止しています。
-------------------	---

J A岡山